

改正 平成27年2月27日条例第2号 平成28年3月31日条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、治癒することの困難な疾病にかかっている者に対し、難病者福祉手当（以下「手当」という。）を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(支給要件)

第2条 手当は、西東京市の区域内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者であって、現に病院、診療所等で治療を継続しているもの（以下この条において「対象者」という。）に支給する。

(1) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第1項の規定による支給認定を受けている者で、かつ、公的医療保険制度に加入している者。ただし、難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成26年政令第358号）第1条第1項第7号に規定する者（要保護者である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。）を除く。

(2) 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号）第6条の規定による認定を受けている者（同規則別表第3及び別表第5に掲げる疾病に係る者を除く。）

(3) 點頭てんかんにかかっている者

2 前項の規定にかかわらず、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当を支給しない。

(1) 次のア又はイに掲げる対象者の区分に応じ、当該ア又はイに定める者の前年の所得（1月から7月までの月分の手当については前々年の所得とする。）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の数に応じて、規則で定める額を超えるとき。

ア 年齢20歳以上 対象者

イ 年齢20歳未満 対象者の配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で主として当該対象者の生計を維持する者

(2) 規則で定める施設に入所しているとき。

(3) 西東京市心身障害者福祉手当条例（平成13年西東京市条例第186号）の規定による手当の支給を受けているとき。

(手当の額)

第3条 手当は、月を単位として支給するものとし、月額5,500円とする。

(受給資格の認定)

第4条 手当の支給を受けようとする者は、市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

(支給期間)

第5条 手当は、前条の規定による認定の申請をした日の属する月から手当を支給すべき事由の消滅した日の属する月まで支給する。

2 手当の支給を受けようとする者が、災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の申請をすることができなかつた場合において、当該理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、前項の規定にかかわらず、手当は、当該理由により認定の申請をすることができなくなつた日の属する月に認定の申請があつたものとみなし、その月から支給する。

(支給時期)

第6条 手当は、毎年4月、8月及び12月にそれぞれの前月までの分を支給する。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、これを変更して支給することができる。

(受給資格の消滅)

第7条 受給資格は、第4条の規定による認定を受け、受給資格を得た者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当する日をもって、消滅するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 第2条第1項に規定する支給要件を備えなくなつたとき。
- (3) 第2条第2項各号のいずれかに該当したとき。
- (4) 手当の支給を辞退したとき。

(支給の取消し等)

第7条の2 市長は、受給者がこの条例に違反し、又は偽りその他不正の手段により手当の支給を受けたときは、当該手当の認定を取り消し、手当の全部又は一部を支給しないことができる。

(手当の返還)

第8条 第7条の規定による受給資格の消滅後の手当について既に支給を受けた者があるとき、又は第7条の2の規定による認定の取消し後の手当について既に支給を受けた者があるときは、市長は、当該手当をその者から返還させることができる。

(届出義務)

第9条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 第7条第2号から第4号までのいずれかに該当するとき。

(状況報告等)

第10条 市長は、必要があると認めたときは、受給者に対し規則で定めるところにより、報告を求め、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(申請等の代行)

第11条 第4条に規定する申請及び第9条に規定する届出は、当該行為を行おうとする者に代わって、その者の保護者が行うことができる。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年7月1日から施行する。

(田無市難病者福祉手当条例及び保谷市難病者福祉手当条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 田無市難病者福祉手当条例(昭和54年田無市条例第13号)

(2) 保谷市難病者福祉手当条例(昭和52年保谷市条例第14号)

(経過措置)

3 この条例の施行前までに、田無市難病者福祉手当条例又は保谷市難病者福祉手当条例(以下これらを「旧条例」という。)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

4 この条例の施行前に、旧条例の規定に基づき手当の受給資格の認定を受けていた者については、第2条の規定にかかわらず、平成13年10月分までの手当を支給する。

5 第3条の規定は、平成13年7月以後の月分の手当から適用し、同月前の月分の手当については、なお旧条例の例による。

6 第2条第2号の規定にかかわらず、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則(平成26年東京都規則第200号)附則第3項の規定によりなお従前の例によるものとされた者については、同規則による改正前の東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則第6条第1項の規定により医療費助成の対象者として認定を受けている間は、第2条第2号に掲げる者に該当するものとみなす。

附 則(平成27年2月27日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の西東京市難病者福祉手当条例の規定は、平成27年1月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第2条の規定は、平成27年1月以後の月分の難病者福祉手当(以下「手当」という。)から適用し、同月前の月分の手当については、なお従前の例による。

附 則(平成28年3月31日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第2条の規定は、平成28年8月以後の月分の難病者福祉手当（以下「手当」という。）から適用し、同月前の月分の手当については、なお従前の例による。